

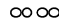
機 構 及 び 事 務 分 掌

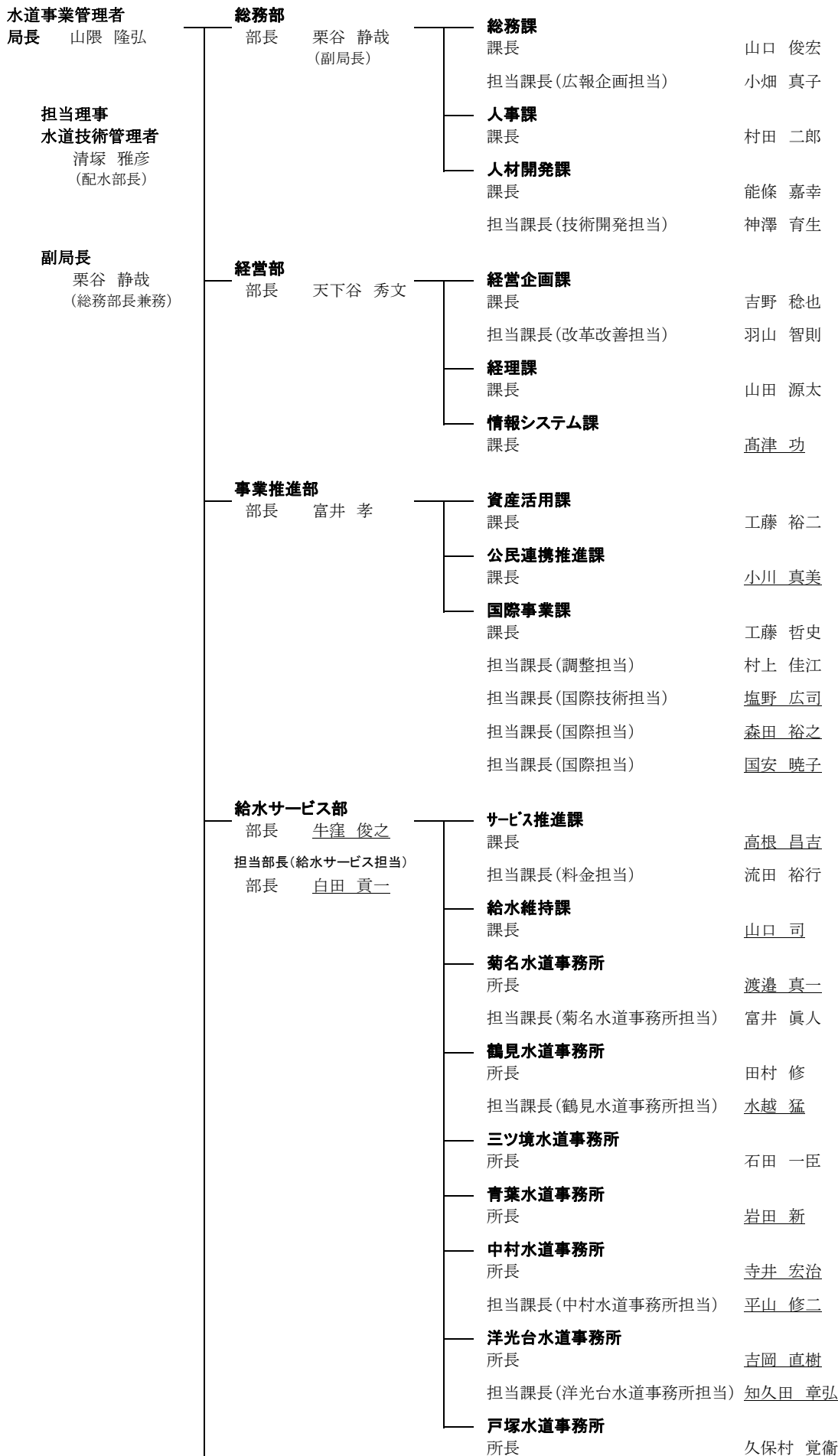
平成 29 年 5 月
水 道 局

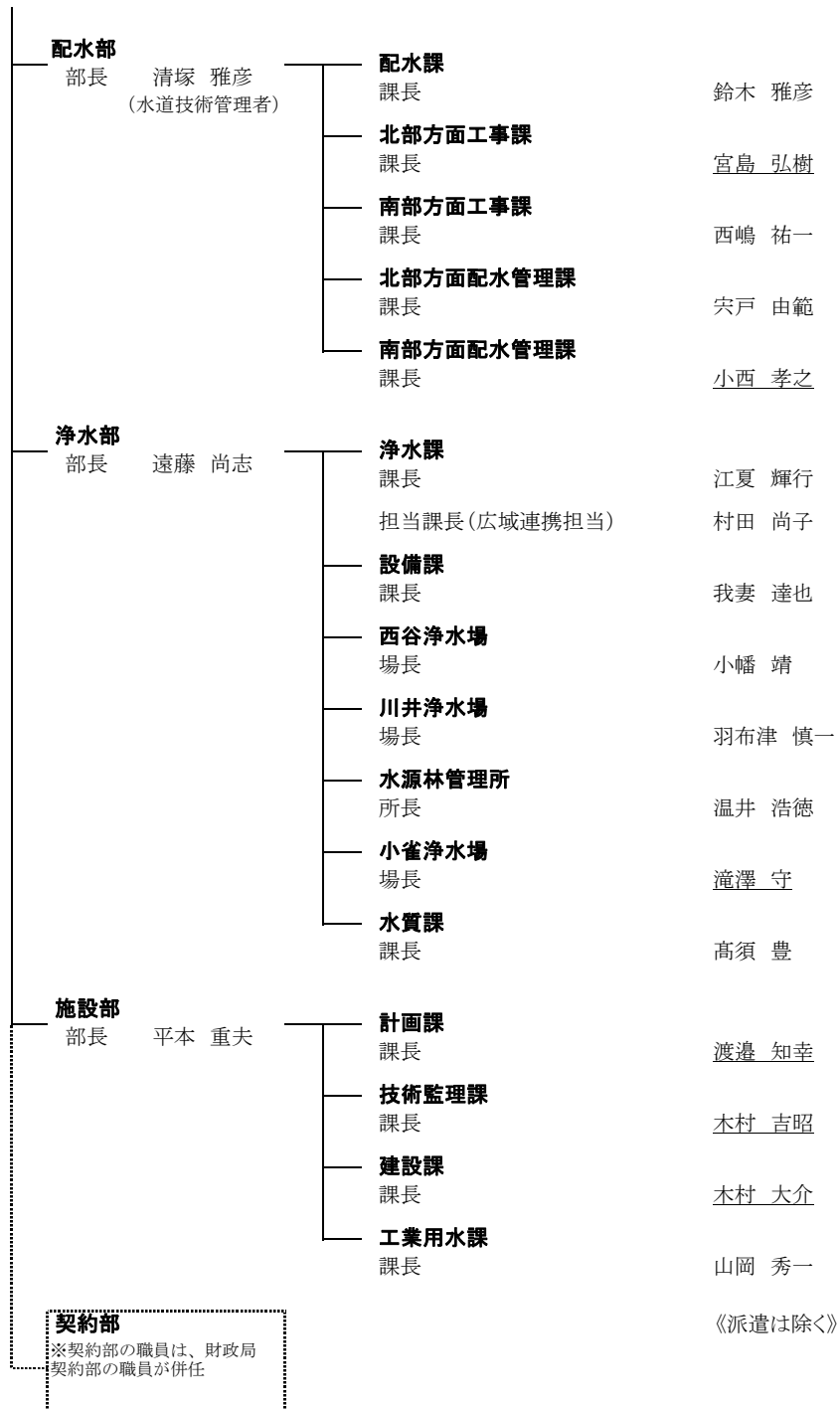
目 次

機 構 図	—————	1 ~ 2
事務分掌	—————	3 ~ 16

水道局機構図(平成29年5月17日現在)

凡例
 . . . 異動職員





水道局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 市会議案の審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (6) 庁中の取締りに関する事。
- (7) 危機管理対策に係る計画（計画課の主管に属するものを除く。）及び実施の総合調整に関する事。
- (8) 自動車の総括的管理及び課（場及び第3条第1項に定める課及び場に準ずる事業所を含む。以下この条において同じ。）に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (9) 広報に係る企画、調整等及び広報印刷物の発行に関する事。
- (10) 横浜水道史の編さんに関する事。
- (11) 部内の連絡調整に関する事。
- (12) 他の部及び課の主管に属しない事。

人事課

- (1) 人事及び組織に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (3) 職員の給与及び服務に関する事。
- (4) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (5) 職員の職階制に関する事。
- (6) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (7) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 職員の安全衛生に関する事。
- (10) 職員共済組合に係る連絡調整に関する事。
- (11) 水道局職員厚生会に関する事。
- (12) その他労務に関する事。

人材開発課

- (1) 職員の研修に関すること。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関すること。
- (3) 研修施設の維持管理に関すること。
- (4) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関すること。
- (5) その他研修に関すること。

経営部

経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務改善に関すること。
- (6) 事務事業の監察に関すること。
- (7) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関する事。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- (6) 業務状況の公表及び事業報告書に関する事。
- (7) 財務会計の電子計算機処理に関する事。
- (8) 収支証書類の整理及び保管に関する事。
- (9) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (10) 資金計画及び資金運用に関する事。
- (11) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (13) その他経理に関する事。
- (14) 工事、製造等請負契約に関する事（契約第一課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (16) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (17) その他契約に関する事（契約部の主管に属するものを除く。）。

情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関する事。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関する事。
- (3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関する事。
- (4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関する事。
- (5) 情報セキュリティに関する事。

事業推進部

資産活用課

- (1) 局資産（知的財産等を含む。）の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の取得に伴う補償に関すること。
- (6) 地上権の設定に関すること。
- (7) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (8) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (9) 物品（水道メーターを除く。）の出納及び保管に関すること。
- (10) 資産のたな卸しに関すること。
- (11) 財産の損害保険に関すること。
- (12) 部内の連絡調整に関すること。
- (13) 部内の他の課の主管に属しないこと。

公民連携推進課

- (1) 公民連携の推進に係る事業の企画、運営及び総合調整に関すること。
- (2) 水のペットボトル詰の製造に関すること。
- (3) 水のペットボトル詰を活用する施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (4) 水の日、水道週間等のイベント実施に関すること。

国際事業課

- (1) 海外の水道事業者等との交流に関すること。
- (2) 国際事業を通じた人材育成に関すること。
- (3) 国際事業の実施及び局内外の調整に関すること。
- (4) 横浜水ビジネス協議会に関すること（上水道に係るものに限る。）。
- (5) 横浜ウォーター株式会社に関すること。

給水サービス部

サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関すること。
- (2) 地域との連携の企画、立案、調整及び統括に関すること。
- (3) 横浜水缶の製造に関すること。
- (4) 横浜水缶を活用する施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (5) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (6) お客さま満足度に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (7) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び総合調整に関すること。
- (8) 広聴に関すること。
- (9) 料金事務の総括に関すること。
- (10) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (11) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (12) 水道料金の未納対策に関すること。
- (13) 検針業務及び料金整理業務の委託の総括に関すること。
- (14) 料金支払等の利便性向上に向けた調査、企画及び実施に関すること。
- (15) 料金関連委託業務に関する研修の企画及び実施に関すること。
- (16) 料金実務継承に関すること。
- (17) 料金体系の見直し及び料金改定に関すること。
- (18) 部内業務の情報化等に係る調査研究、企画、開発等に関すること。
- (19) 料金システムに関する業務処理、維持管理等に関すること。
- (20) 料金システムに関する情報セキュリティの評価及び内部監察に関すること。
- (21) 部内の連絡調整に関すること。
- (22) 部内の他の課の主管に属しないこと。

給水維持課

- (1) 配水施設の管理及び保全に係る総合調整に関すること。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具（水道メーターの検針に係る装置を除く。）の情報収集に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第17条第1項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (7) 水道利用加入金の総括に関すること。
- (8) 水道メーターに関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

水道事務所（菊名、鶴見、三ツ境、青葉、中村、洋光台及び戸塚水道事務所）

- (1) お客さまサービスの企画及び実施に関すること。
- (2) 市民協働事業に関すること。
- (3) 給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (4) 工事負担金の徴収に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 応援者受入れ拠点の施設及び設備の点検に関すること（菊名及び青葉水道事務所を除く。）。
- (6) 水道料金に係る諸届の受付及び処理に関すること。
- (7) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (8) 水道料金の減免に関すること。
- (9) 水道料金等の徴収に関すること。
- (10) 検針業務及び料金整理業務の委託に関すること。
- (11) 横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号）の違反の調査及び取締りに関すること。
- (12) 水道料金滞納者の給水停止処分に関すること。
- (13) 給水装置の開閉に関すること。
- (14) 給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (15) 給水装置台帳に関すること。
- (16) 他機関との連絡調整に関すること。
- (17) 断水及び給水制限の計画、実施及び告知に関すること（配水管理課の主管に属するものを除く。）。
- (18) 小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (19) 配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (20) 配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (21) 給水装置の修繕に関すること。
- (22) 水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (23) 運搬給水等に関すること。
- (24) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。

配水部

配水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水管等の漏水に関すること。
- (3) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 部内の他の課の主管に属しないこと。

北部方面工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区及び瀬谷区（以下「北部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他北部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の北部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

南部方面工事課

- (1) 西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区（以下「南部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他南部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の南部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

北部方面配水管理課

- (1) 北部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 北部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 北部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 北部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

南部方面配水管理課

- (1) 南部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 南部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 南部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 南部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

浄水部

浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること（浄水場の主管に属するものを除く。）。
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事（電機計装設備に係るものを除く。）の計画、設計、調査及び研究に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援の企画及び調整に関すること。
- (7) 道志水源基金等に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

設備課

- (1) 電機計装設備工事（庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。）に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備（庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。）の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

西谷浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より下流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より下流（以下「青山系統等の下流」という。）の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 青山系統等の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 青山系統等の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 青山系統等の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水地応急給水機器の保守点検に関すること。

川井浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より上流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より上流（以下「青山系統等の上流」という。）の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 青山系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水地応急給水機器の保守点検に関すること。

水源林管理所

- (1) 水源林野の施業経営及び管理に関すること。

小雀浄水場

- (1) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 寒川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水地応急給水機器の保守点検に関すること。

水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験（浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。）、調査及び研究に関すること。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。

水道記念館

- (1) 水道に関する資料（以下「資料」という。）の調査、収集、展示及び情報提供に関すること。
- (2) 資料の展示に係る点検及び整備に関すること。
- (3) 歴史的な資料の整理、修復及び保存に関すること。
- (4) 横浜水道史の編さんに関すること。
- (5) 展示品の貸出しに関すること。
- (6) その他水道記念館の管理及び運営に関すること。

施設部

計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること（給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 職務発明に関すること。
- (8) 水道施設の災害対策に係る計画に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

技術監理課

- (1) 工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 設計積算システムに関すること。
- (4) 工事の安全監理に関すること。
- (5) 工事の検査に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 設計、測量及び地質調査の委託に係る検査評定基準及び設計積算基準に関すること。
- (7) 監査（事務を除く。）及び会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 工事に起因する家屋等の損害補償に係る事務の指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

建設課

- (1) 基幹施設整備事業（給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）
その他これに準ずる建設改良事業（以下「基幹施設整備事業等」という。）
の工事の設計及び施行に関する事。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関する事。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関する事
（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関する事。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関する事。

工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく給水施設工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関する事。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関する事。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関する事。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関する事。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関する事。
- (8) 工業用水道料金の減免に関する事。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関する事。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関する事。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関する事。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関する事。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関する事。

契約部

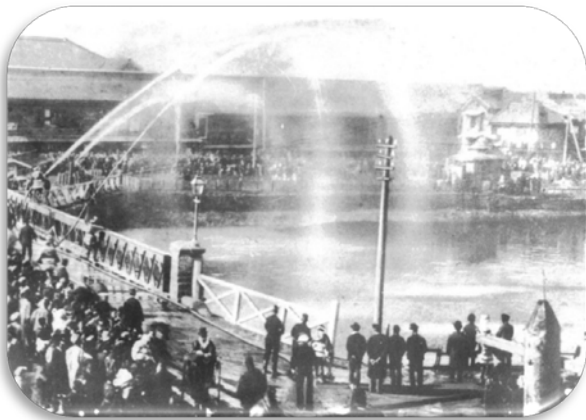
契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 工事、製造等請負に係る低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。

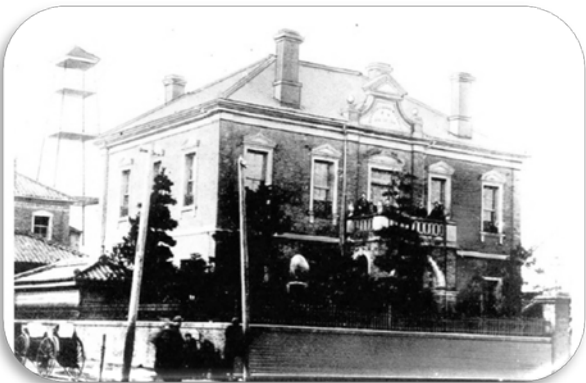
平成 29 年度 事業概要



吉田橋で行われた消防出初式（明治 20 年）
（近代水道による消防放水の様子）



横浜停車場（現在の桜木町駅）
前の噴水塔（明治 20 年）



創設当時の横浜水道事務所
（現在の中区日本大通）



完成時の西谷浄水場緩速ろ過池（大正 4 年）

横浜水道 130 年 皆さまとともに
安心を未来へ

目 次

I	水道局運営方針	1
II	水道事業会計	
	予算概況	2
	水道事業会計予算の施策体系	4
	主要事業	5
III	工業用水道事業会計	
	予算概況	14
	主要事業	14
IV	資料	
	予算概要表	
	水道事業会計	16
	工業用水道事業会計	17
	財政見通し（平成28年度～31年度）〈水道事業会計〉	18
	災害用地下給水タンク・配水池等一覧	19
	近代水道創設130年記念事業	20

平成29年度 水道局 運営方針

I 基本目標

横浜水道130年 皆さまとともに
安心を未来へ

～持続可能な水道事業を目指して～



パーマーさん(※)

II 目標達成に向けた施策

1 安全で良質な水

- ◎水源保全の促進や浄水場の再整備等
- ・道志水源林プラン(第十一期)による水源林の保全
- ・西谷浄水場再整備(浄水処理施設の設計)
- ・相模湖系の導水能力の増強(導水路の設計)
- ・小・中学校の直結給水化の促進

2 災害に強い水道

- ◎熊本地震を踏まえた災害対応力の強化
- ・地域等と連携した給水訓練の実施や飲料水備蓄促進
- ・横浜市管工事協同組合との連携強化
- ・「横浜水道安全・安心パートナー」等との連携強化
- ・水道施設の更新・耐震化

3 環境にやさしい水道

- ◎再生可能エネルギーの活用や水源保全
- ・環境に配慮した港北配水池ポンプ設備等の更新
- ・企業や団体と協働した水源エコプロジェクトによる公有林の整備
- ・道志水源林木材活用の促進

4 充実した情報とサービス

- ◎身近な水道を実感できる取組
- ・出前水道教室等における水道事業のPR
- ・横浜水道 130 年記念事業の実施
- ・ICT活用等によるサービス向上(検針用端末のスマートデバイス化、スマートメーター導入可能性の検討等)

5 国内外における社会貢献

- ◎市内経済発展や公民連携の推進
- ・市内中小企業振興と技術力向上支援
- ・市内企業の海外展開支援、横浜ウォーター株式会社と連携した国内外水道事業の課題解決
- ・水道法改正を見据えた国内水道事業体支援

6 持続可能な経営基盤

- ◎技術の継承と経営の効率化
- ・マスターエンジニア制度等による人材育成の推進
- ・料金体系の在り方検討(アセットマネジメント、業務改革、財源調達等)
- ・徹底した経費削減や資産の有効活用による財源確保

III 目標達成に向けた組織運営

水道事業を取り巻く経営環境は、水道施設の更新需要が増大する一方で、料金収入の減少傾向が続く非常に厳しいものとなっており、将来の水道事業経営を左右する重要な局面にあります。

そのような中であっても、お客さまサービスの向上を図りながら、日本初の近代水道である横浜水道を将来にわたって維持・発展させていくために、職員一人ひとりが次のとおり取り組みます。

- 水道事業の全体最適を常に意識するとともに、経費削減と財源確保に取り組みます。
- 相互に学び合う姿勢で人材育成や技術継承に取り組みます。
- 前例や既成概念に捉われない新たな視点でスピード感と改革意欲を持って仕事に取り組みます。

※横浜水道創設時の顧問を務めた H.S.パーマー氏を職員がデザインしたものです。

予算概況

平成29年度は、水道料金収入が引き続き減少する厳しい経営環境が見込まれますが、2年目となる「横浜水道中期経営計画（平成28～31年度）」を着実に推進することにより、将来を見据えた持続可能な事業運営を行っていきます。

このため、水道施設の更新・耐震化を推進するとともに、熊本地震の支援活動を通じて得た課題を踏まえ災害対応力を強化するほか、徹底した経費削減や資産の有効活用により財源を確保し、環境保全やお客さまサービスの拡充、国内外の社会貢献などに取り組みます。

また、施策や事業の実施にあたっては、民間企業や大学、自治会など様々な担い手とそれぞれの強みを活かした公民連携を推進するなど、民間の力を最大限取り入れることにより、市内企業の育成や経済の活性化に繋げていきます。

(1) 水道料金収入

給水戸数は増加しているものの、一戸あたりの使用水量が減少していることから、28年度の688億円に比べ6億円減収（△0.9%）の682億円を見込んでいます。

(2) 施設の老朽化対策や耐震化のための事業費の確保

高度経済成長期に拡張・増強した水道施設の老朽化が進んでおり、安全で良質な水を安定してお届けするため、施設の更新や耐震化が大きな課題となっています。このため、アセットマネジメントの考え方に基づく施設の適正な維持保全や老朽管の計画的な更新、配水池等基幹施設の整備を推進するとともに、災害対応力を強化するため、横浜市管工事協同組合など民間事業者との連携を強化します。

これらの取組を進めるため、厳しい経営環境の中においても、経費削減や財源確保に取り組むことにより、28年度に比べ5億円増の366億円の※施設等整備費を確保しています。

※施設等整備費：修繕費等（収益的支出）と建設改良費等（資本的支出）の合計

(3) 環境保全・お客さまサービス・社会貢献のための予算の計上

自然流下系施設の優先整備やエネルギー効率に優れたポンプ設備への更新等により、環境に配慮した施設整備を進め、環境未来都市として環境保全活動に貢献します。

29年度は近代水道創設130年を迎える年であることから、お客さまに水道を身近に感じていただける事業に取り組むなど情報の発信やサービスの向上に努めます。

また、地域社会の課題解決や市内経済の活性化に取り組むとともに、横浜ウォーター株式会社と連携して横浜水ビジネス協議会会員企業の海外水ビジネス展開や国内水道事業体への支援活動を推進します。

(4) 経費削減と財源確保

様々な視点から業務を見直すことにより人件費や維持管理費、企業債支払利息など、徹底した経費削減に取り組みます。また、水道局が保有する資産について一層の有効活用を進めるとともに、水道施設の更新のための資金となる国庫補助金等、財源の確保に努めます。

(5) 純損益、累積資金残額と企業債残高

当年度純損益は、水道料金収入等の減少に伴い、28年度に比べ5億円減となる68億円の純利益を計上しています。

累積資金残額については、純利益の減少や企業債償還金の増加等に伴い、28年度に比べ22億円減少し156億円を見込んでいます。

また、企業債残高は、16億円減の1,631億円となる見込みです。

【業務の予定量】

区 分	平成29年度	平成28年度	増△減	増減率(%)
給 水 戸 数	1,855,000戸	1,833,000戸	22,000戸	1.2
年 間 総 給 水 量	404,785,000m ³	407,705,000m ³	△ 2,920,000m ³	△ 0.7
1 日 平 均 給 水 量	1,109,000m ³	1,117,000m ³	△ 8,000m ³	△ 0.7
職 員 数	1,564人	1,588人	△ 24人	△ 1.5

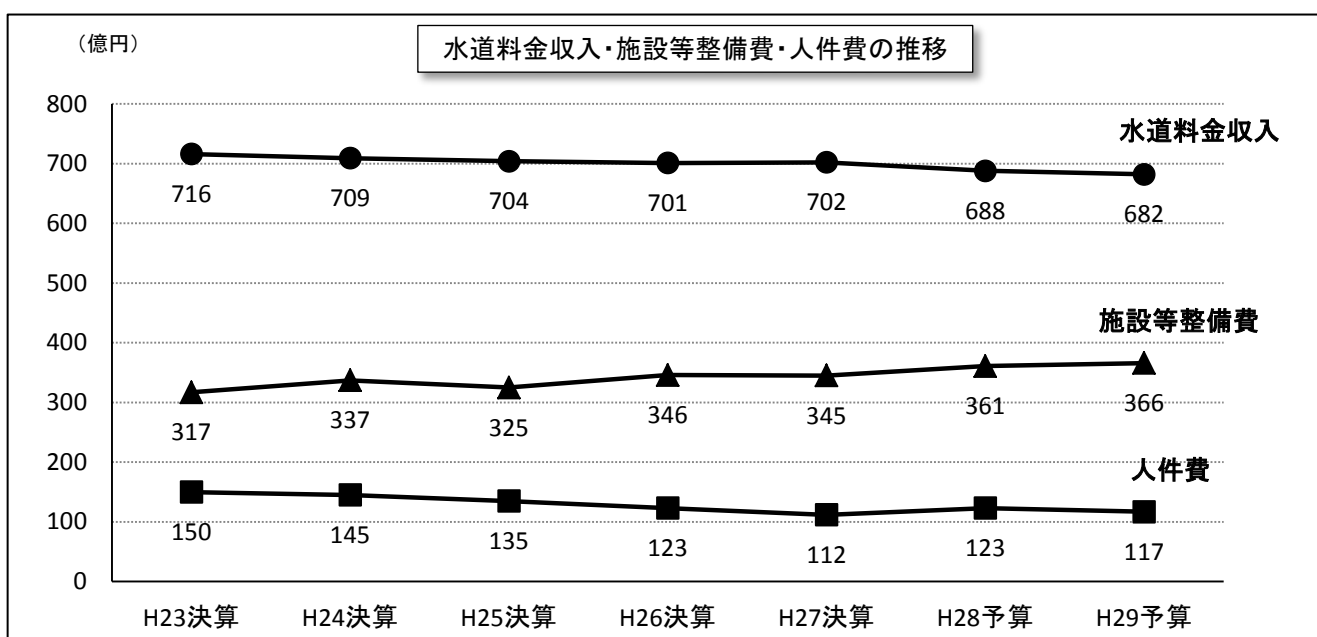
※「職員数」は、再任用職員等を含む常勤職員の見込み人数

【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	平成29年度当初予算	平成28年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	85,608	86,405	△ 797	△ 0.9
うち水道料金	68,181	68,806	△ 625	△ 0.9
収益的支出	77,107	77,374	△ 267	△ 0.3
うち人件費	11,741	12,306	△ 565	△ 4.6
うち物件費等	24,054	24,088	△ 34	△ 0.1
うち動力費	2,485	2,647	△ 162	△ 6.1
うち修繕費等	9,589	8,927	662	7.4
うち企業団受水費	16,580	16,503	77	0.5
うち支払利息等	3,197	3,372	△ 175	△ 5.2
うち特別損失	35	35	0	0.0
差 引	8,501	9,031	△ 530	—
当 年 度 純 損 益	6,772	7,319	△ 547	—
資本的収入	13,972	11,319	2,653	23.4
うち企業債	11,955	9,145	2,810	30.7
資本的支出	40,629	37,104	3,525	9.5
うち建設改良費等	27,020	27,133	△ 113	△ 0.4
うち企業債償還金	13,574	9,902	3,672	37.1
差 引	△ 26,657	△ 25,785	△ 872	—
当 年 度 資 金 収 支	△ 2,171	△ 1,232	△ 939	—
累 積 資 金 残 額	15,623	注(1) 17,794	△ 2,171	—
企 業 債 残 高	163,147	注(2) 164,765	△ 1,618	—

注(1)(2) 平成28年度予算の累積資金残額及び企業債残高は、平成27年度決算を反映した後の額

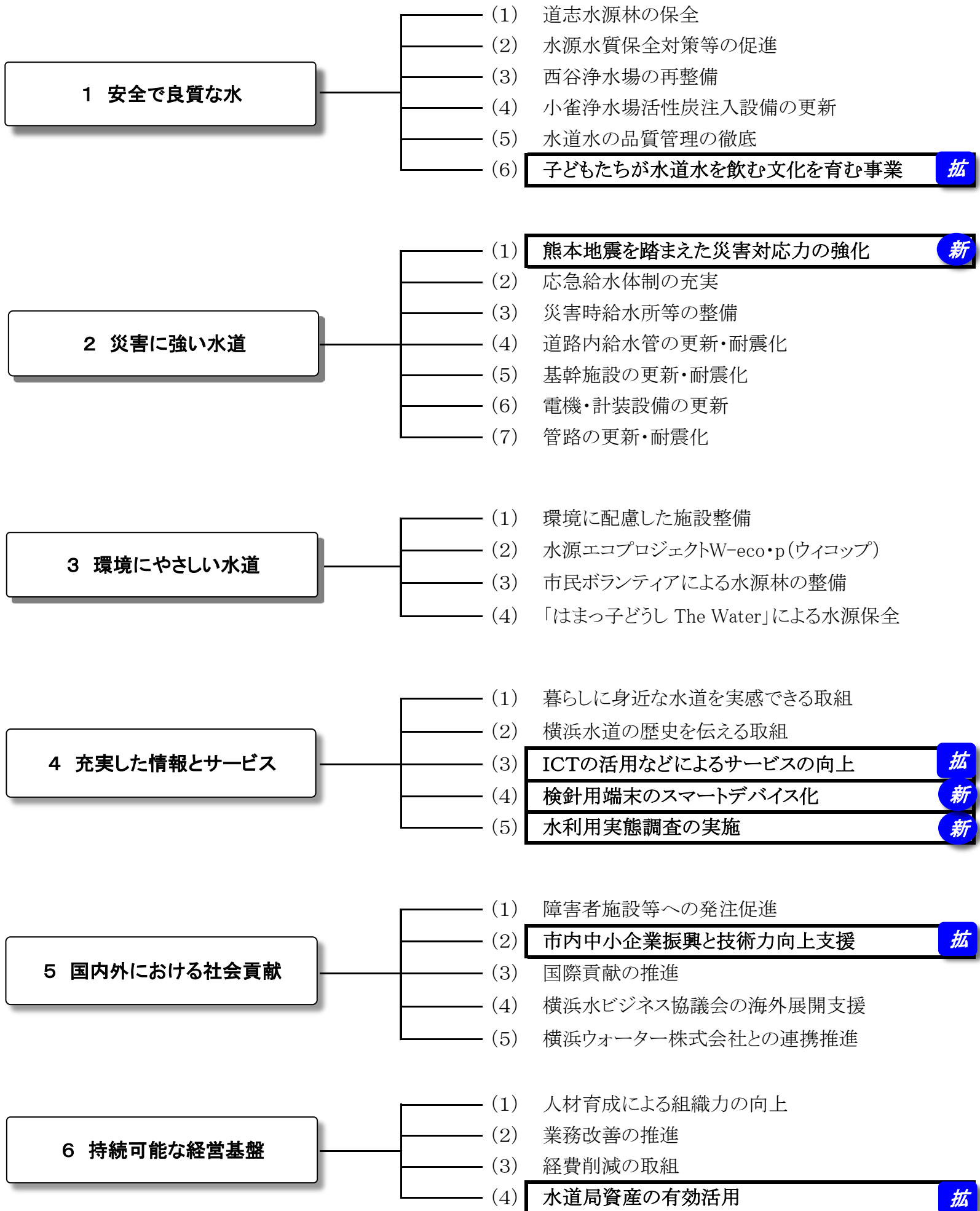


平成29年度水道事業会計予算の施策体系

新 は新規事業 **拡** は拡充事業

〔 中期経営計画（28～31年度）
における施策目標 〕

〔 主要事業 〕



主要事業

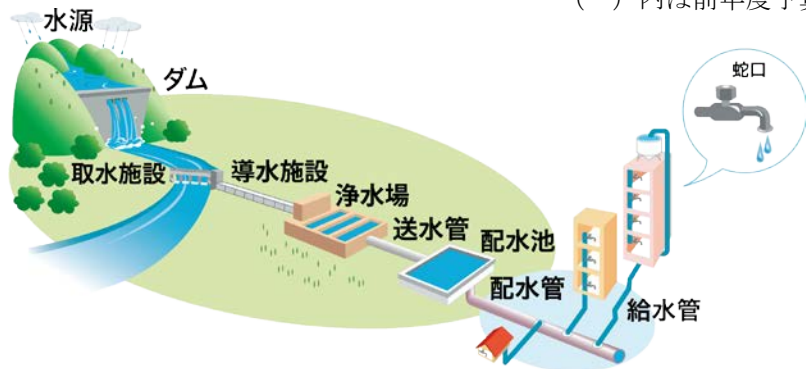
新 は新規事業

拡 は拡充事業

1 安全で良質な水

() 内は前年度予算額

水源から
蛇口まで



(1) 道志水源林の保全

8,116 万円
(7,543 万円)

山梨県道志村に水道局が所有する水源林 (2,873 ヘクタール) について「道志水源林プラン」(第十一期管理計画 28~37 年度) に基づき、計画的に管理・保全を進め、水源かん養機能の向上を図ります。



- 水源林手入れ作業委託 (29 年度整備面積 74ha)
- 水源林作業路のり面保護工事



のり面の保護

(2) 水源水質保全対策等の促進

3 億 9,400 万円
(3 億 7,846 万円)

水源水質保全のため、神奈川県等関係利水者と共同で、相模湖及び津久井湖に設置した※エアレーション装置により水道水のカビ臭の原因となるアオコの増殖を抑制します。

また、相模湖に流入する土砂を取り除くことにより、貯水容量の確保を図ります。

※エアレーション装置

水中に空気を送り込み、湖の水を循環させる装置

(3) 西谷浄水場の再整備

1 億 1,082 万円
(6,400 万円)

西谷浄水場は老朽化が課題となっており、ろ過池の耐震化や水源である相模湖の藻類による臭気への対応強化等を図るため、37 年度の完成を目指して浄水処理施設の再整備を進めます。

また、浄水処理施設の再整備に併せて、導水能力の増強を図ります。

● 浄水処理施設再整備事業詳細設計業務委託等

【再整備事業の概要】

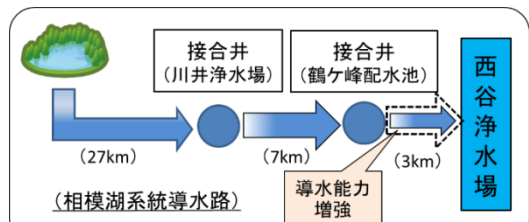
- ・ 事業目的 施設の耐震化、処理能力の増強、良質な水道水の安定供給
- ・ 事業期間 28~37 年度 (施工: 30~37 年度)
- ・ 総事業費 約 250 億円
- ・ 主な整備 ろ過池、粒状活性炭処理施設の築造



● 相模湖系導水路改良基本設計業務委託 (新規着手)

【導水路改良工事の概要】

- ・ 事業目的 西谷再整備に伴う導水能力の増強
- ・ 事業期間 29~37 年度
- ・ 整備延長 約 3 km (鶴ヶ峰配水池から西谷浄水場)



**(4) 小雀浄水場活性炭 6億8,476万円
注入設備の更新 (3億6,040万円)**

原水臭気悪化や水源水質汚染事故等への対策に万全を期すため、29年度の完成を目指して小雀浄水場の活性炭注入設備を更新しています。

新たな設備は、企業との共同研究で実用化を進めてきた※微粉化活性炭注入設備を導入します。

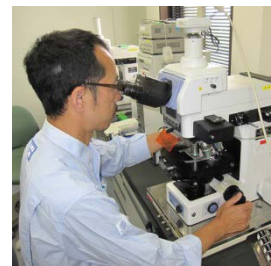
●馬入川系統活性炭注入設備更新工事

※微粉化活性炭
通常の大きさの粉末活性炭を粉砕したもの(約0.003mm)
表面積が大きくなるため、臭気物質等を取り除く効果が2~3倍となり、使用量が1/2~1/3に削減可能

(5) 水道水の品質管理の徹底

3,565万円
(6,780万円)

水道局では浄水場を水道水の製造工場として位置づけ、製品の品質管理の国際規格である ISO9001 の認証を取得するとともに、優れた水質検査技術の確立や検査機器の適切な整備等により、※水道 GLP



水質検査の様子

を取得し、高レベルの品質管理を徹底しています。管理に当たっては、国が定める 51 項目の「水質基準値」よりも 2~10 倍厳しい「水質管理値」を独自に設定し、これを常に達成することで、安全で良質な水を製造していきます。

※水道 GLP (Good Laboratory Practice の略)
「水道水質検査優良試験所規範」公益社団法人日本水道協会が定めた水質検査結果の精度と信頼性の保証を確保するための認定基準

拡 (6) 子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業

6,800万円
(6,000万円)

子どもたちが冷たくて良質な水を飲むことができるよう、教育委員会が改修を予定している学校に対して助成することで、屋内水飲み場の直結給水化を促進します。

29年度は、直結給水化の進捗をさらに促進するため、助成対象校を2校増やし、水道水の信頼性の向上に努めます。

- 29年度助成対象校 17校 (28年度助成対象校 15校)
- 29年度未改修累計 283校
- (平成28年5月1日現在 市立小・中学校等 498校)



蛇口から水を飲む子どもたち

コラム

直結給水の促進及び受水槽施設に対する取組

受水槽を経由せず配水管から直接給水する方式に切り替えることで、より安全で良質な水をご利用いただけます。

受水槽を利用しているお客さまに直結給水への切り替えを呼びかけるとともに、安全で衛生的な水道水を利用できるよう、受水槽の維持管理について指導・助言を行います。



直結給水への切り替え (イメージ)

2 災害に強い水道

新 (1) 熊本地震を踏まえた災害対応力の強化

1,085 万円

熊本地震の発生に伴い、水道局では市内水道工事業者に御協力をいただきながら被災地の復旧を支援してきました。

この支援活動を通じて、改めて他都市への支援や本市が被災した場合の受援に関する課題を把握することができました。この課題を具体的に解決することにより、災害対応力の強化を図ります。



被災地での復旧活動

- 横浜市管工事協同組合との連携強化
(災害用設備の保守点検委託の実施、協定の見直し)
- 「※横浜水道 安全・安心 パートナー」等民間事業者との材料供給の実効性向上
- 給水車への給水方式の見直し
- 各種マニュアルの見直し

※ 横浜水道 安全・安心 パートナー
地震災害等に不足する燃料の供給や修繕材料の供給に御協力いただく協力事業者

(2) 応急給水体制の充実

1,059 万円
(1,201 万円)

災害時に地域の皆さまが、主体的に応急給水ができるよう、災害用地下給水タンクや給水車等を利用した給水訓練を継続するとともに、飲料水の運搬体験を通じて水の重さや運ぶことの大変さを感じていただくことで飲料水備蓄の重要性等をお知らせしています。

また、共助の取組を推進するため、災害協定を締結している横浜市管工事協同組合や「横浜水道 安全・安心 パートナー」にも合同防災訓練に参加していただくなど、様々な団体との連携強化を進めます。



応急給水訓練の様子

応急給水訓練等の実績推移

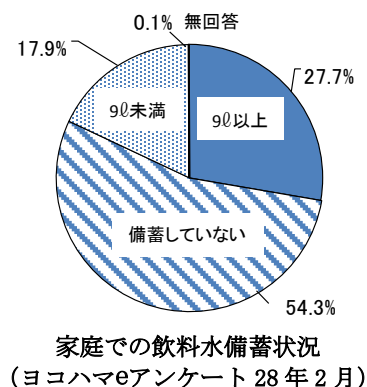
	25年度	26年度	27年度
実施回数	283回	286回	267回
参加人数	39,210人	41,344人	46,953人

コラム

飲料水備蓄の促進（横浜水缶の販売）

家庭や企業等において安全・確実に災害時の飲料水を確保していただくために、1人最低3日分9リットル以上の飲料水の備蓄をお願いしています。

水道局でも備蓄飲料水として「横浜水缶」を販売しています。



- 保存期間
7年間
- 容 量
1箱=12ℓ(500ml×24本)
- 販売単価
1,800円/箱
- 配送先
横浜市内限定



(3) 災害時給水所等の整備

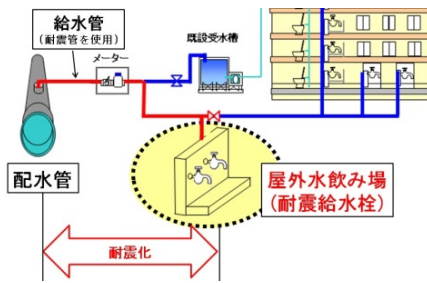
1,618 万円
(971 万円)

市内 134 か所に設置している災害用地下給水タンクは、発災直後から地域の皆さまご自身で飲料水を得ることができるよう災害時給水所として整備しているものです。



災害時給水所標識

この地下タンクが設置されていない地域防災拠点においても、飲料水を得ることができるよう配水管から屋外水飲み場までを耐震化する「耐震給水栓」を実験的に設置します。



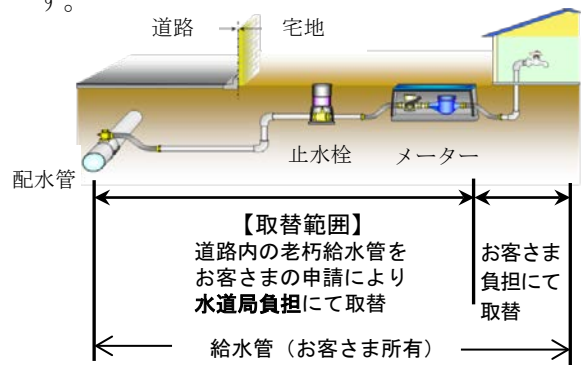
耐震給水栓設置の概要

(4) 道路内給水管の更新・耐震化

2 億円
(2 億円)

道路内の老朽化した給水管は、漏水事故の主な原因となっているほか、震災発生時には水道施設復旧の遅れなどの被害が想定されます。

このため、配水管更新時に老朽給水管も併せて更新するほか、お客さまからの申請に基づき、水道局の費用で耐震性に優れた給水管（ステンレス管）への改良を進めます。



道路内老朽給水管の更新方法

(5) 基幹施設の更新・耐震化

<一部再掲> 24 億 304 万円
(30 億 3,295 万円)

基幹施設には、水源から原水を取り込む取水施設、浄水場へ原水を送る導水施設、水道水を製造する浄水場、水道水を蓄える配水池などがあります。これらの施設の多くは、高度経済成長期に建設され、老朽化が進んでいます。

災害時においても安定した水の供給を可能とするため、基幹施設を更新・耐震化し、信頼のライフラインを構築します。

- 小雀浄水場配水池耐震補強工事
- 鶴ヶ峰上部・下部配水池築造工事
- 川井浄水場配水池耐震補強工事 等



耐震補強された配水池の内部

(6) 電機・計装設備の更新

26 億 8,738 万円
(25 億 5,566 万円)

ポンプなどの電機設備や流量などを測定・制御する計装設備を計画的に更新することで、故障による断水等の事故を防止します。

- 小雀浄水場場外系計装設備更新工事
- 野庭第 2 ポンプ場電力設備等更新工事
- 谷ヶ原取水所ほか計装設備更新工事 等



配水池のポンプ設備類

(7) 管路の更新・耐震化

214 億円
(214 億円)

総延長約 9,200km の送・配水管のうち、昭和 40 年代に布設し、更新時期を迎えている約 2,400km を中心に、老朽化した配水管を計画的に耐震管に更新するとともに、新たな管網を整備します。

また、災害時に重要となる拠点施設につながる管路や※腐食性土壌に埋設された管路については、優先的に更新し、効果的な耐震化や漏水事故の予防保全を図ります。

更新・新設にあたっては、耐久性が飛躍的に向上した耐震管を採用し、将来的なコストを削減するとともに、水道工事の目的や施工方法等をお客さまにわかりやすく、情報提供を行うように努めます。

- 29 年度 老朽管更新延長 111 km
 - 〔・腐食性土壌対策 8.9 km〕
 - 〔・重要拠点施設 11 か所〕
- 管網整備延長 2.8 km

※ 腐食性土壌

100 万年前に海だった地層で、腐食性の強い粘土質の土壌

<水道施設の耐震化率>

	28年度末 見込み	29年度末 予定
浄水施設	43%	43%
配水池等	89%	93%
※基幹管路 (耐震適合率)	68%	68%
送・配水管	24%	25%

※ 基幹管路 (耐震適合率)

導水管、送水管及び口径 400mm 以上の配水管のうち、耐震管及び布設された地盤の性状により耐震性があると評価できる管・継手の割合



耐震管への更新工事

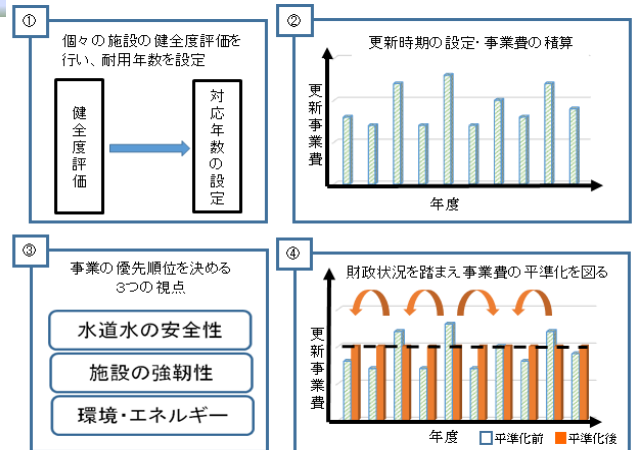
コラム

水道局におけるアセットマネジメント

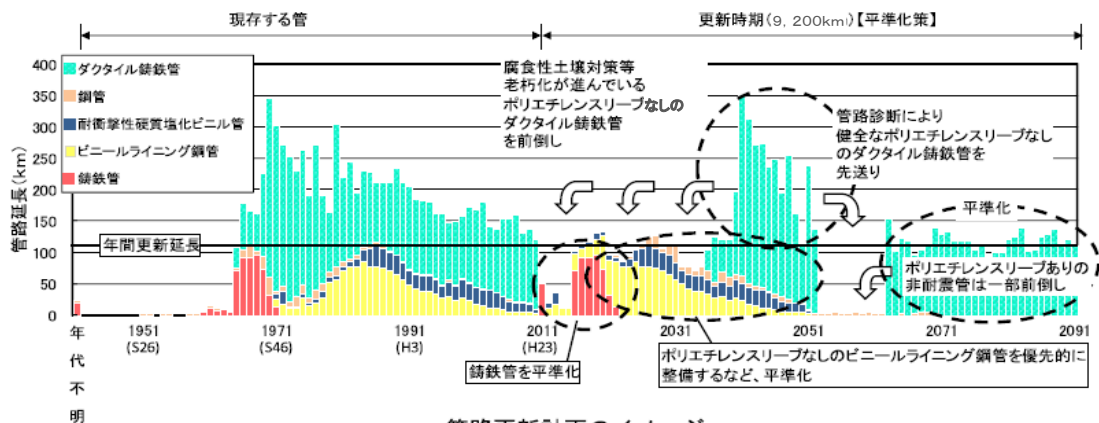
アセットマネジメント手法の考え方に基づき、施設を保全することにより長寿命化を図るとともに、財政状況を踏まえ適切な時期に更新することで、費用の縮減や平準化を図ります。

また、施設の更新にあたっては、減少する水需要に適した施設のダウンサイジングや統廃合を検討するとともに、※ PPP の活用を含めた財源調達手法や業務改革についても検討していきます。

※ PPP Public Private Partnership の略、「公民連携事業」の総称



アセットマネジメント手順



管路更新計画のイメージ

3 環境にやさしい水道

(1) 環境に配慮した施設整備 <一部再掲>
11億7,558万円
(2億761万円)

エネルギー効率のよい水道システム構築のため、川井浄水場に続き、もう一つの自然流下系である西谷浄水場の再整備を進めます。

また、配水ポンプ設備をエネルギー効率の良い制御機器へ切り替えるとともに、停電時の非常用電源として燃料電池を設置するなど、CO2 排出量の削減を推進します。

- 西谷浄水場再整備事業詳細設計業務委託
- 港北配水池ポンプ設備更新工事
- 西谷浄水場無線局舎燃料電池設置工事 等

コラム

資源の有効活用

《道志水源林木材の活用》

28年度から、道志水源林の新たな維持管理方法として、林道に面した人工林を山に生えている状態で売却し、落札者が伐採、搬出等を行う「林産物の売却契約」を実験的に導入しました。これにより、木材の有効活用と伐採費用の削減を図っています。



また、新市庁舎の市民の目にふれる場所の内装材の一部に道志水源林の木材を使用できるよう、関係局と協議を進めています。

《再生可能エネルギーの活用》

浄水場や配水池等では、水力や太陽光等の自然エネルギーを積極的に活用しています。28年度の導入可能性調査等に基づき、取組を推進していきます。

(再生可能エネルギー発電状況)

	年間予想発電量 (一般家庭換算)
小水力発電	3,947 千 kWh (1,324 軒)
太陽光発電	1,650 千 kWh (552 軒)

(2) 水源エコプロジェクト W-eco・p (ウィコップ)

ウィコップは企業や団体と協働して水道局が所有する道志水源林の保全を行う取組です。

企業・団体の皆さまの寄附金を道志水源林の整備に活用するとともに、協働して水源保全の大切さをPRします。

- 29年度整備面積 21.33ha
(21～29年度累計 155.03ha)



(3) 市民ボランティアによる水源林の整備 954万円
(960万円)

水道局と「NPO法人 道志水源林ボランティアの会」等が共に協力しながら水源地道志村の民有林5ヘクタールを整備します。

この活動は、市民・企業等からの寄附金や「はまっ子どうし The Water」の売上金の一部などからなる「横浜市水のふるさと道志の森基金」を活用します。



ボランティアによる間伐作業

(4) 「はまっ子どうし The Water」による水源保全 8,881万円
(9,771万円)

「はまっ子どうし The Water」の販売や公民連携によるイベント等様々な取組を通じ、水源保全のPRを推進します。

これにより、水源と良質な水との関係など、水道事業への理解促進を図ります。

売上金の一部は、道志水源林の整備やアフリカ諸国への支援に活用します。



横浜市オフィシャルウォーター
はまっ子どうし The Water

4 充実した情報とサービス

(1) 暮らしに身近な水道を 実感できる取組

3,891 万円
(3,692 万円)

身近な水道への理解を深めていただくため、小学4年生への出前水道教室や浄水場見学、高齢者団体をはじめとした地域団体への出前水道講座を実施します。

また、菊名ウォータープラザまつりなどのイベントや区民まつりへの参加等により、水道事業を積極的にPRします。



出前水道教室の様子

(2) 横浜水道の歴史を 伝える取組

<一部再掲>
3,001 万円
(1,999 万円)

明治 20 (1887) 年に日本初の近代水道として横浜で給水を開始してから今年で 130 年を迎えます。この機会を捉え、お客さまに今まで以上に水道を身近に感じていただけるよう記念事業を行います。

- 浄水場や水道工事現場などの特別見学会
- 近代水道の歴史施設をめぐるウォーキングイベント
- 横浜水道 130 年史の編纂着手
- 水源通行手形 等



獅子頭共用栓

拡 (3) ICT の活用などによるサービスの向上

4,800 万円
(4,600 万円)

インターネットによる水道の使用開始・中止受付等に加え、クレジットカード支払申込みが可能となるシステム構築を進めるとともに、給水装置工事に係る事務手続きについても、工事事業者・水道局双方の事務の効率化を図るため、※ ICT の活用により手続きの電子化を進めます。

また、水道メーター無線自動検針システム (スマートメーター) の導入可能性について、他都市水道事業体とともに状況調査・情報収集を行います。

※ ICT

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略で、情報通信に関する技術の総称

新 (4) 検針用端末のスマート デバイス化

1 億 127 万円

現在、検針用端末として導入している専用機器 (ハンディターミナル) が更新時期を迎えるため、更新に当たっては、ICT 技術の進歩に対応した汎用機器 (※ スマートデバイス) を新たに採用します。

これにより、機種選定の自由度の拡大や更新コストの削減が図られます。また、端末の小型・軽量化により、検針事業者の負担軽減が図られるとともに、お客さまにお渡しする「使用水量等のお知らせ」が大型化され、見やすさが向上します。



検針用端末と
お知らせ用紙
(イメージ)

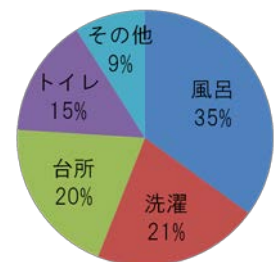
※ スマートデバイス

計算処理だけに特化されない多機能情報処理端末

新 (5) 水利用実態調査 の実施

2,100 万円

本市の水需要の約 8 割を占める家庭の水利用の実態を把握するために、用途ごと (風呂・洗濯・台所・トイレ・その他) の割合などを調査します。



家庭内用途別水利用割合
(平成 14 年度)

調査結果については、将来の水需要を予測するための基礎データや、お客さまが水道事業へ関心を持っていただくための広報ツールなどに活用します。

5 国内外における社会貢献

(1) 障害者施設等への発注促進

1,134 万円
(1,257 万円)

障害者の就労支援や福祉の増進を図るため、各種作業を障害者就労施設等に積極的に発注し、障害のある方の自立を支えます。

- 使用済み水道メーターの分解作業、印刷物等の封入作業、敷地内除草作業 等

拡 (2) 市内中小企業振興と技術力向上支援

水道事業は中小企業をはじめとする様々な市内企業に支えられています。

27 年度における水道局の発注工事では金額で約 9 割を市内中小企業者が受注しており、これは市全体の約 2 割を占めています。水道事業を共に支えるパートナーとして、引き続き次世代の担い手育成や技術力向上に向けた研修等を実施するとともに、市内企業の受注機会の増大や経営基盤の強化などに取り組みます。

- 水道メーター取替作業委託の請負工事化による入札価格の適正化
- 災害時給水所点検作業の横浜市管工事協同組合への委託
- 設計・測量等工事関連委託契約におけるインセンティブ発注の拡大
- 債務負担行為の活用による工事発注・施工時期の平準化の取組拡大

(3) 国際貢献の推進

1,681 万円
(1,445 万円)

長年培った技術と JICA 等とのネットワークを生かし、浄水処理・漏水対策・事業運営などの分野において、海外研修員の受入や職員の派遣を実施して、主にアジア・アフリカ地域の水事情の課題解決や技術支援に取り組めます。

- ベトナム 5 機関との覚書に基づく技術協力 等

(4) 横浜水ビジネス協議会の海外展開支援

1,350 万円
(1,850 万円)

ベトナム国フエ省などとの国際貢献を通じて築いてきた信頼関係や JICA 草の根技術協力事業で得た実績を生かすとともに、国際会議での PR や海外研修員受入時のビジネスマッチング機会の創出などにより、横浜水ビジネス協議会会員企業の海外ビジネス展開を支援します。

- フエ省水道公社と連携した会員企業のベトナム国でのビジネス展開支援
- IWA アジア太平洋地域会議への出展ほか



会員企業による技術指導 (ベトナム)

(5) 横浜ウォーター株式会社との連携推進

1 億 3,850 万円
(1 億 2,871 万円)

横浜ウォーター株式会社は、国内外の水道事業の課題解決に向けて、水道事業体や民間企業への技術支援、研修事業等に取り組めます。

水道局は、これまで培ってきた技術力・ノウハウや 40 年を超える国際協力の経験を生かして、横浜ウォーターの事業展開を支援します。

- 国内外の水道事業の課題解決支援
 - ・事業運営能力強化、※無収水対策や人材育成など海外の水道事業に関するコンサルティング業務
 - ・経営計画や施設整備計画策定支援など国内水道事業体支援
 - ・国内外の水道事業体等を対象とした研修業務
- 横浜ウォーター(株)への業務委託
 - ・給水装置工事審査等業務

※ 無収水：漏水などにより料金徴収対象外となる水

6 持続可能な経営基盤

(1) 人材育成による組織力の向上 2,300万円 (2,488万円)

水道局の技術・ノウハウを*マスターエンジニア制度等を活用して次世代へ継承するとともに、経験の浅い職員の早期育成を進めます。

この他、国内外の水道事業者からの様々な支援ニーズに対応できる職員の育成などにより、組織力の向上を図ります。

- マスターエンジニア認定者数 111名 (29年3月現在までの累計)

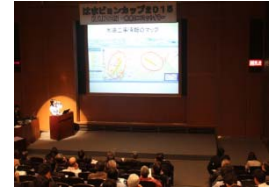
*マスターエンジニア制度
専門分野ごとに高度な技術と指導力を有する職員を認定し、個別指導により技術継承を行うもの



マスターエンジニアによる研修

(2) 業務改善の推進 127万円 (164万円)

お客さまサービスの向上や効率的な業務執行を目指し、職員が日常的に改善活動に取り組み、各職場での適切な事務処理と業務改善の取組を推進します。



改善報告の様子

また、改善事例の発表、表彰、局内外への情報発信等を通じて、時代の変化による様々なニーズに応え続けられるよう、組織の活性化を図ります。

(3) 経費削減の取組

業務の見直しによる職員定数の削減や企業債発行条件等の見直しによる支払利息の削減など、様々な視点から徹底した経費削減に取り組めます。

また、管路情報、料金、財務等の各種システムが独立して運用されている状況を解消するため、局内の情報システム全体について最適化計画を策定し、ICTの将来にわたる投資額の適正化を図ります。

経費削減 3億5千万円		
主な内訳	職員定数の削減 (△24人)	△1億3千万円
	高金利企業債繰上償還による支払利息の削減	△1億9千万円
	企業債支払利息の削減	△2千万円
	維持管理費の減	△1千万円

拡 (4) 水道局資産の有効活用

水道料金の減少傾向が続く中、料金収入以外の財源確保を図るため、水道局が保有する資産の有効活用に努めています。

今まで以上に資産の有効活用を図っていくため、事業用地の上部利用や遊休土地の活用方法等について、専門的な知識を持つ民間コンサルタントへ調査を委託し、さらなる財源確保を目指します。

また、有償による外部活用が難しい狭隘な用地等についても、地域団体と連携しながら引き続き活用方法を検討します。

財源確保 3億8千万円		
主な内訳	未利用地の売却・土地長期貸付等	3億3千万円
	再生可能エネルギー売電	3千万円
	道志水源林保全寄附金など	2千万円

予算概況

工業用水道事業は、供給事業所の生産施設の移転等による契約給水量の減量により、長期間にわたって料金収入の微減傾向が続いています。一方で、供給開始から50年以上が経過した施設の老朽化や震災時における断水の影響等を考慮した更新・改良を着実に進めていく必要があります。

29年度は、中期経営計画（28～31年度）に掲げた目標の達成に向けた着実な事業の推進のため、徹底した経費の削減や資産の有効活用などによる財源確保を図り、持続可能な財政運営の実現を目指すとともに、計画に基づいた更新改良による施設の耐震化を推進します。

(1) 工業用水道料金収入

長期的な微減傾向は続くものの、29年度は契約給水量の増に伴い、28年度の28億800万円に比べ200万円増(0.1%)の、28億1,000万円を計上しています。

(2) 耐震化促進等のための建設改良費の確保

安定給水の確保のため、計画的に老朽管の更新による耐震化を図ります。建設改良費は、28年度で小雀浄水場内の薬品注入設備が完成したことなどにより、28年度に比べ3億4,400万円減(△16.9%)の16億9,400万円を計上しています。

(3) 経費の削減と財源の確保

徹底した内部管理経費の削減に取り組むとともに、工業用以外の用途も含めた新規ユーザーの開拓や、用地の貸付など資産の有効活用を進め財源の確保に努めます。
また、建設改良費の財源として国庫補助金の確保に努めます。

(4) 純損益、累積資金残額と企業債残高

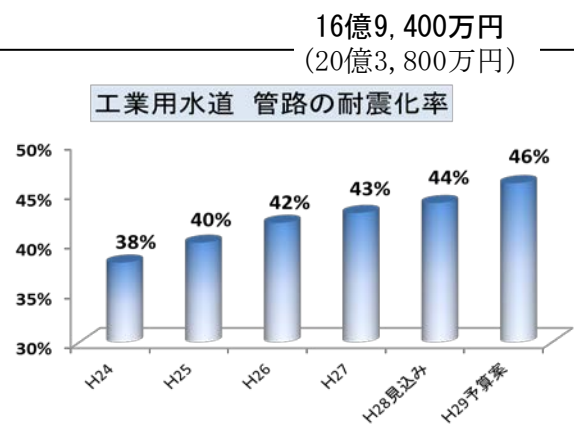
当年度純損益は、固定資産除却費の増加等により、28年度に比べ5,200万円減の4億3,400万円の純利益を計上しています。この結果、累積資金残額は23億1,800万円となる見込みです。
また、企業債残高は、28年度に比べ1億1,800万円減の30億7,800万円となる見込みです。

主要事業

1 施設の更新・耐震化

昭和40年前後に布設した漏水・破裂等が発生する恐れのある老朽管を対象に、計画的に耐震化するとともに、老朽化した電気機械設備などについても更新し、給水の安定を確保します。

29年度は、管路総延長約90kmのうち1.3kmを更新することにより、耐震化率は46%に向上します。



16億9,400万円
(20億3,800万円)

2 新規ユーザーの獲得に向けた取組

新規ユーザーの獲得に向け、経済局の企業立地部門などと連携するとともに、工業用水道事業を知っていただく取組の一環として、主要施設である鶴ヶ峰沈でん池の見学会等により、事業のPRやイメージ向上を図ります。



100万円
(一万円)

【業務の予定量】

区 分	平成29年度	平成28年度	増△減	増減率(%)
供給事業所数	66か所	66か所	0か所	0.0
1日当たり契約給水量	259,000m ³	258,800m ³	200m ³	0.1
職員数	28人	28人	0人	0.0

※「職員数」は、再任用職員を含む常勤職員の見込み人数

【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	平成29年度当初予算	平成28年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	3,046	3,065	△ 19	△ 0.6
うち工業用水道料金	2,810	2,808	2	0.1
収益的支出	2,499	2,441	58	2.4
うち人件費	251	222	29	13.1
うち物件費等	1,287	1,318	△ 31	△ 2.4
うち支払利息等	61	67	△ 6	△ 8.6
差 引	547	624	△ 77	—
当年度純損益	434	486	△ 52	—
資本的収入	193	198	△ 5	△ 2.8
うち企業債	149	156	△ 7	△ 4.5
資本的支出	1,966	2,311	△ 345	△ 15.0
うち建設改良費	1,694	2,038	△ 344	△ 16.9
うち企業債償還金	267	268	△ 1	△ 0.6
差 引	△ 1,773	△ 2,113	340	—
当年度資金収支	△ 545	△ 908	363	—
累積資金残額	2,318	注(1) 2,862	△ 544	—
企業債残高	3,078	注(2) 3,196	△ 118	—

注(1)(2) 平成28年度予算の累積資金残額及び企業債残高は、平成27年度決算を反映した後の額

コラム

「工業用水道新規ご利用ガイド」と「ウェブでかんたん！お見積りサービス」

工業用水は、製造業などの工業用はもちろん、商業用ビルなどの冷暖房・トイレ用水、動物舎の清掃、植物工場などで、雑用水としても使用することができます。

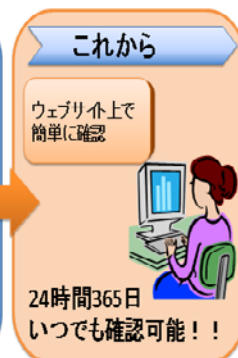
水道局では、28年度にパンフレット「工業用水道新規ご利用ガイド」をわかりやすくリニューアルするとともに、ホームページ上で工事費などの初期費用の概算額を、簡単に試算することができる、「ウェブでかんたん！お見積りサービス」を開始し、新規利用の獲得に努めています。



「新規ご利用ガイド」
ホームページからダウンロードできます。



「ウェブでかんたん！お見積りサービス」
工事費などの初期費用概算額が簡単にわかるウェブサービスを開始しました。



HP <http://www.city.yokohama.lg.jp/suidou/kyoku/kougyo-yousui/>

資料1

平成29年度水道事業会計予算概要表（対前年度比較）

(税込)

(単位：千円、%)

区 分		平成29年度当初予算		平成28年度当初予算		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
収 入	水道料金	68,181,196	79.6	68,806,378	79.6	△625,182	△0.9
	水道利用加入金	2,950,830	3.5	3,082,455	3.6	△131,625	△4.3
	他会計繰入金	5,209,556	6.1	5,150,316	5.9	59,240	1.2
	浄水受託収益	1,698,805	2.0	1,698,805	2.0	0	0.0
	その他の他	2,251,875	2.6	2,309,399	2.7	△57,524	△2.5
	長期前受金戻入	5,315,897	6.2	5,357,200	6.2	△41,303	△0.8
	計	85,608,159	100.0	86,404,553	100.0	△796,394	△0.9
益 的 支 出	人件費	11,740,925	15.2	12,306,225	15.9	△565,300	△4.6
	(うち退職給付費)	785,280	1.0	1,075,084	1.4	△289,804	△27.0
	物件費等	24,054,155	31.1	24,087,791	31.1	△33,636	△0.1
	動力費	2,484,915	3.2	2,646,679	3.4	△161,764	△6.1
	薬品費	644,733	0.8	691,566	0.9	△46,833	△6.8
	修繕費等	9,589,162	12.4	8,926,770	11.5	662,392	7.4
	委託料	5,954,906	7.7	6,240,935	8.1	△286,029	△4.6
	その他の他	5,380,439	7.0	5,581,841	7.2	△201,402	△3.6
	企業団受水費	16,580,402	21.5	16,503,141	21.3	77,261	0.5
	企業団補助金	18,000	0.1	33,000	0.1	△15,000	△45.5
	減価償却費等	21,431,023	27.8	20,986,700	27.1	444,323	2.1
	支払利息等	3,197,336	4.1	3,371,756	4.3	△174,420	△5.2
	特別損失	35,000	0.1	35,000	0.1	0	0.0
	予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
計	77,106,841	100.0	77,373,613	100.0	△266,772	△0.3	
収益的収支差引		8,501,318	—	9,030,940	—	△529,622	—
消費税等調整額		1,728,905	—	1,712,326	—	16,579	—
純損益		6,772,413	—	7,318,614	—	△546,201	—
資 本 的 収 支	企業債	11,955,000	85.6	9,145,000	80.8	2,810,000	30.7
	一般会計出資金	294,000	2.1	393,000	3.5	△99,000	△25.2
	工事負担金等	1,372,884	9.8	1,423,925	12.6	△51,041	△3.6
	国庫補助金	332,786	2.4	347,613	3.0	△14,827	△4.3
	その他の他	17,188	0.1	9,728	0.1	7,460	76.7
	計	13,971,858	100.0	11,319,266	100.0	2,652,592	23.4
	建設改良費	26,726,244	65.8	26,740,250	72.0	△14,006	△0.1
	基幹施設整備事業費	8,030,000	19.8	7,230,000	19.5	800,000	11.1
	配水管整備事業費	17,300,000	42.6	17,200,000	46.3	100,000	0.6
	その他建設改良費	1,396,244	3.4	2,310,250	6.2	△914,006	△39.6
企業債償還金	13,573,745	33.4	9,901,712	26.7	3,672,033	37.1	
投資	298,138	0.7	397,338	1.1	△99,200	△25.0	
予備費等	31,000	0.1	65,189	0.2	△34,189	△52.4	
計	40,629,127	100.0	37,104,489	100.0	3,524,638	9.5	
資本的収支差引		△26,657,269	—	△25,785,223	—	△872,046	—
純損益		6,772,413	—	7,318,614	—	△546,201	—
消費税等調整額		1,728,905	—	1,712,326	—	16,579	—
当年度分損益勘定留保資金		注(1) 16,900,406	—	注(2) 16,704,584	—	195,822	—
資本的収支差引		△26,657,269	—	△25,785,223	—	△872,046	—
退職手当支給額		△915,547	—	△1,181,812	—	266,265	—
計(当年度資金収支)		△2,171,092	—	△1,231,511	—	△939,581	—
前年度末資金残額		17,794,493	—	注(3) 19,026,004	—	△1,231,511	—
累積資金残額		15,623,401	—	17,794,493	—	△2,171,092	—

注(1) 平成29年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△5,315,897千円、退職給付費785,280千円を含む

注(2) 平成28年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△5,357,200千円、退職給付費1,075,084千円を含む

注(3) 平成28年度予算の前年度末資金残額は、平成27年度決算の資金残額

企業債残高	163,146,597	—	注(4) 164,765,342	—	△1,618,745	—
-------	-------------	---	------------------	---	------------	---

注(4) 平成27年度決算を反映した後の企業債残高見込額

資料2

平成29年度工業用水道事業会計予算概要表（対前年度比較）

(税込)

(単位：千円, %)

区 分		平成29年度当初予算		平成28年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
収 入	工業用水道料金	2,809,904	92.3	2,807,924	91.6	1,980	0.1	
	長期前受金戻入	212,944	7.0	210,866	6.9	2,078	1.0	
	その他	22,683	0.7	45,693	1.5	△ 23,010	△ 50.4	
	計	3,045,531	100.0	3,064,483	100.0	△ 18,952	△ 0.6	
	支 出	人件費	250,884	10.0	221,760	9.1	29,124	13.1
		物件費等	1,286,560	51.6	1,317,588	54.0	△ 31,028	△ 2.4
		負担金	1,050,655	42.1	1,051,506	43.1	△ 851	△ 0.1
		修繕費等	94,350	3.8	137,420	5.6	△ 43,070	△ 31.3
		その他	141,555	5.7	128,662	5.3	12,893	10.0
		減価償却費等	883,227	35.3	817,705	33.5	65,522	8.0
支払利息等		60,936	2.4	66,649	2.7	△ 5,713	△ 8.6	
特別損失		10,000	0.4	10,000	0.4	0	0.0	
予備費		7,000	0.3	7,000	0.3	0	0.0	
計		2,498,607	100.0	2,440,702	100.0	57,905	2.4	
収	収益的収支差引	546,924	—	623,781	—	△ 76,857	—	
支	消費税等調整額	112,518	—	137,630	—	△ 25,112	—	
支	純損益	434,406	—	486,151	—	△ 51,745	—	
資 本 的 収 入	企業債	149,000	77.4	156,000	78.8	△ 7,000	△ 4.5	
	国庫補助金	43,500	22.6	42,000	21.2	1,500	3.6	
	その他	0	0.0	60	0.0	△ 60	△ 100.0	
	計	192,500	100.0	198,060	100.0	△ 5,560	△ 2.8	
	資 本 的 支 出	建設改良費	1,694,031	86.1	2,038,214	88.2	△ 344,183	△ 16.9
		工業用水道施設整備事業費	1,385,030	70.4	1,563,750	67.7	△ 178,720	△ 11.4
その他建設改良費		309,001	15.7	474,464	20.5	△ 165,463	△ 34.9	
企業債償還金		266,745	13.6	268,245	11.6	△ 1,500	△ 0.6	
予備費等		5,000	0.3	5,000	0.2	0	0.0	
計		1,965,776	100.0	2,311,459	100.0	△ 345,683	△ 15.0	
資	資本的収支差引	△ 1,773,276	—	△ 2,113,399	—	340,123	—	
資 金 収 支	純損益	434,406	—	486,151	—	△ 51,745	—	
	消費税等調整額	112,518	—	137,630	—	△ 25,112	—	
	当年度分損益勘定留保資金	注(1) 699,456	—	注(2) 603,268	—	96,188	—	
	資本的収支差引	△ 1,773,276	—	△ 2,113,399	—	340,123	—	
	退職手当支給額	△ 17,743	—	△ 22,039	—	4,296	—	
	計(当年度資金収支)	△ 544,639	—	△ 908,389	—	363,750	—	
前	前年度末資金残額	2,862,455	—	注(3) 3,770,844	—	△ 908,389	—	
累	累積資金残額	2,317,816	—	2,862,455	—	△ 544,639	—	

注(1) 平成29年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△212,944千円、退職給付費29,173円を含む

注(2) 平成28年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△210,866千円、退職給付引当金取崩額△3,571千円を含む

注(3) 平成28年度当初予算の前年度末資金残額は、平成27年度決算の累積資金残額

企 業 債 残 高	3,077,906	—	注(4) 3,195,651	—	△ 117,745	△ 3.7
-----------	-----------	---	----------------	---	-----------	-------

注(4) 平成27年度決算を反映した後の企業債残高見込額

資料3

■財政見通し（平成28年度～31年度）＜水道事業会計＞

本財政見通しは、中期経営計画（平成28年度～31年度）の財政収支計画に27年度決算、29年度予算を反映し試算したものです。

その結果、31年度末の累積資金残額は67億円になる見込みです。

〔単位:億円〕

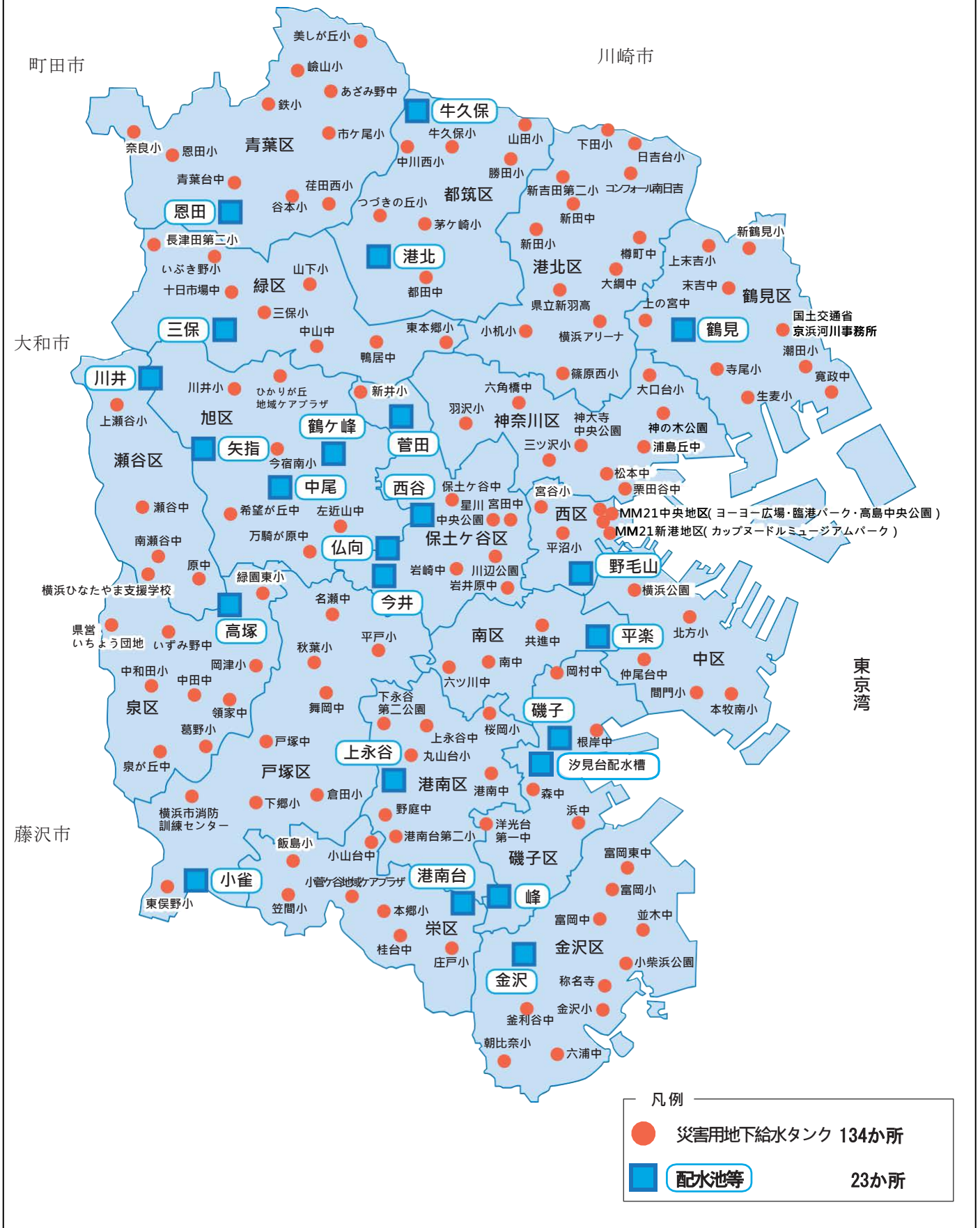
区 分		27年度 (決算)	28年度 (当初予算)	29年度 (予算)	30年度 (計画)	31年度 (計画)
収益的 収支	収益的収入	880	864	856	838	827
	水道料金	702	688	681	665	656
	その他	178	177	175	173	172
	収益的支出	753	774	771	773	763
	維持管理費	507	530	525	531	520
	うち人件費	112	123	117	120	117
	減価償却費等	211	210	214	212	214
	支払利息等	35	34	32	31	29
	当年度純損益(税抜)	111	73	68	47	46
資本的 収支	資本的収入	99	96	109	99	103
	企業債	79	74	89	87	92
	その他	19	21	20	12	11
	資本的支出	384	354	376	366	375
	建設改良費	263	267	267	269	277
	企業債償還金	116	82	106	95	96
	その他	5	4	3	2	1
	資本的収支差引	△285	△258	△267	△267	△272
資金 収支	損益勘定留保資金	159	167	169	169	171
	その他	117	78	76	56	54
資金収支		△10	△12	△22	△42	△47
累積資金残額		190	178	156	114	67
(中期経営計画)		(162)	(150)	(121)	(78)	(32)
企業債残高		1,655	1,648	1,631	1,623	1,618

※各項目の数値を四捨五入しているため、合計の額が合わない場合があります。

※27年度の繰越工事は原年度に繰り戻しています。

※28年度予算の累積資金残額と企業債残高は、27年度決算を反映した後の額です。

災害用地下給水タンク・配水池等一覧



【近代水道創設 130 年記念事業】

横浜の水道は、英国人技師ヘンリー・スペンサー・パーマー氏の指導により、日本初の近代水道として明治 20（1887）年 10 月 17 日に給水を開始し、今年で 130 年を迎えます。この機会を捉え、お客さまに今まで以上に水道を身近に感じていただけるよう記念事業を行います。

1 記念事業の趣旨

- 130 年間にわたり横浜の発展を支えてきた水道は、市民の皆様をはじめ関係者の方々のご協力により、震災や戦災などの困難を乗り越え今日に至っています。そのため、横浜水道を支えていただいた皆様に感謝を伝えます。
- 水道の歴史をきっかけに、市民の皆様の財産である水道への関心を深めていただくとともに、水道の大切さを改めて考えていただく機会とします。
- 当たり前のように蛇口から水が出る水道を今後も維持していくためには、日々の維持管理や計画的な施設の更新・耐震化などの取組が必要であることを理解していただけるように取り組めます。

2 記念事業の概要

「見て学び 行って体感！」をコンセプトに市民の皆様を楽しみながら水道について学んでいただくとともに、水道施設や水源地などに行って水道を体感できる企画や 130 年間の歴史を後世に伝える事業などを実施します。

《主な事業》

【見て学ぶ】水道事業の 130 年間の歴史や水道施設・工事現場を見て学んでいただく

- ・浄水場等の特別見学会（P. 21 番号 1）

普段は見るできない浄水場の施設や現在行っている配水池の耐震補強工事現場の見学会（平成 29 年 4 月 1 日に西谷浄水場の特別見学会を実施）

- ・老朽管更新工事現場の特別見学会（P. 21 番号 2）

水道工事の仕組みなどを学んでいただいた上で、古い水道管の取替工事の現場を見学

【行って体感する】水源地や水道施設を訪れて楽しんでいただく

- ・水道施設をめぐる スタンプラリー・ウォーキングイベント（P. 21 番号 4）

相模原市から中区まで水道みちを 4 回に分けて歩くなどのウォーキングイベントや浄水場などの水道施設をめぐるスタンプラリー

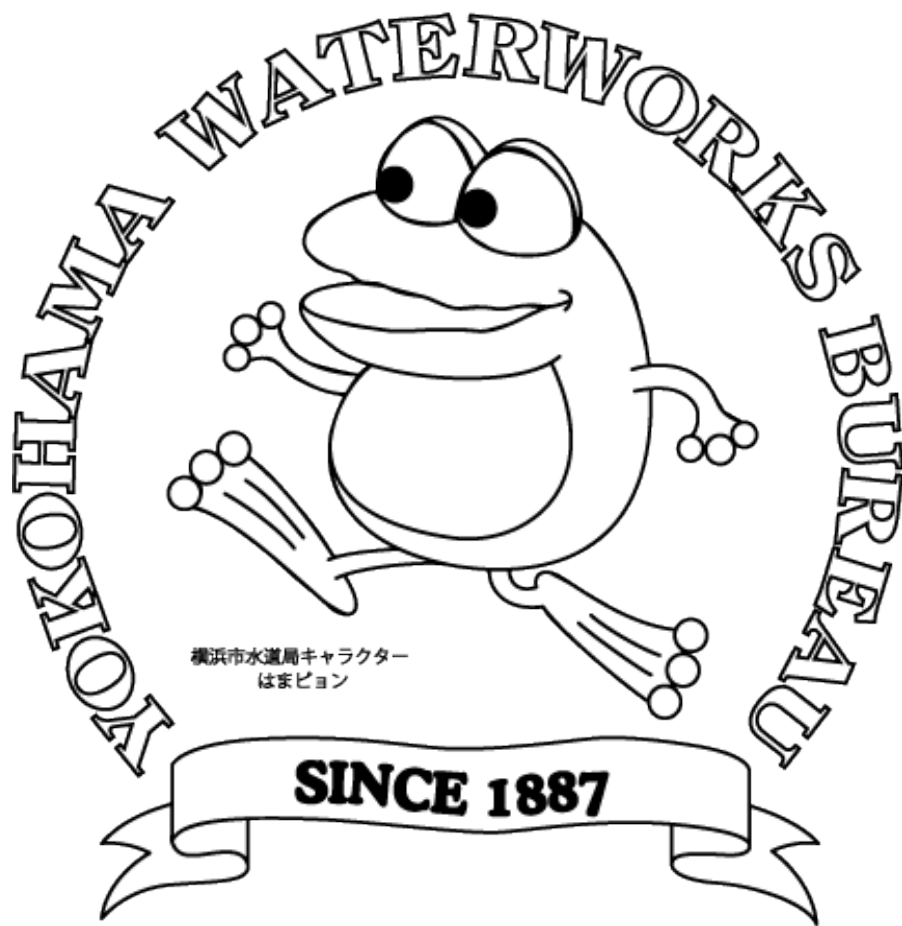
【歴史を後世に伝える】横浜水道の 130 年にわたる歴史をお伝えする

- ・横浜水道 130 年史の編纂（P. 21 番号 7）

100 年史の製作以降の歴史を詳細に記載した記念史の編纂に着手

近代水道創設 130 年記念事業一覧

	番号	事業名	事業内容	実施予定時期
見て学ぶ	1	浄水場等の特別見学会 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 西谷浄水場 1 号配水池の見学 大正時代築造の 1 号配水池の内部等、普段は見ることのできない見学コース 同時開催 横浜水道記念館の桜のライトアップ 4 月 1 日（土）・2 日（日） 川井浄水場及び鶴ヶ峰配水池築造工事現場の見学 小雀浄水場の配水池の耐震化工事現場の見学 	4 月 1 日 (実施済)
	2	老朽管更新工事現場の特別見学会【新規】	老朽管更新工事と水運用の座学を行った上で工事現場見学会を実施 (中村ウォータープラザ、菊名ウォータープラザで各 1 回)	9 月～12 月
	3	近代水道創設 130 年記念市民向けイベント	クイーンズスクエア内のクイーンズサークルでパネル展示等を実施	10 月 15 日
行って体感する	4	水道施設をめぐるスタンプラリー・ウォーキングイベント【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 相模原沈殿池から港の見える丘公園までの主に水道みちを 4 区間に分けて歩くウォーキングイベント ほかに数コースを実施 水道記念館、小雀浄水場などの水道施設をめぐるスタンプラリー 	10 月～12 月 8 月
	5	近代水道創設 130 年記念バスツアー	市民、関係団体を対象に道志村や宮ヶ瀬湖などの水源地を訪問するバスツアー	6 月～11 月
	6	水源通行手形	水源地域の提携店に手形を提示すると優待を受けられる。手形利用の際に、スタンプをもらいプレゼントに応募	6 月 1 日～ 12 月 31 日
歴史を後世に伝える	7	横浜水道 130 年史の編纂【新規】	100 年史の製作以降の歴史について、時代背景や事業の経緯など詳細な内容の書籍の製作に着手	—
	8	近代水道創設から 130 年の歴史映像制作【新規】	創設から現在までの横浜水道の歴史をまとめた記録映像を制作 ※完成後は近代水道創設 130 年記念事業で活用	7 月完成
関連事業	9	第 10 回菊名ウォータープラザまつり	地域の団体等と連携し、ブース出展等を行い、地域のイベントとして実施	10 月 14 日
	10	中村ウォータープラザ防災の集い	中村ウォータープラザ敷地内に新設する研修施設等のお披露目を兼ねた応急給水等の防災イベントを実施	9 月
	11	区民まつり等各種イベント	区民まつり等の各種イベントへの出展	9 月～11 月
	12	ウィコップ参加企業と連携した特別授業	市内の中学校にて、水源エコプロジェクト ウィコップ*の参加企業と連携し、水・環境に関する特別授業を開催 ※横浜市水道局が山梨県道志村に所有する水源林について、企業や団体との協働により整備を推進する取組	7 月
	13	JICA アジア地域上水道事業幹部フォーラム	JICA と共催する国際会議の中で、基調講演、展示、水源林視察を実施	8 月 1 日～ 4 日
	14	「横浜市管工事協同組合 80 周年記念設備博」への出展【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 管工事などの水道関連の仕事を技術系学生に PR 管工事協同組合と水道局との連携について PR 	9 月 15 日、 16 日
	15	平成 29 年度「横浜のおいしい水」検定	水道について理解していただくことを目的とした検定で、歴史に関する問題も出題	5 月 8 日～ 7 月 31 日



横浜市水道局キャラクター
はまピョン

SINCE 1887